

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第96号）（都市計画局建築指導部指導課）

1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）新門前通西之町地区地区計画（以下「新門前通西之町地区地区計画」といいます。）及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）桂イノベーションパーク地区地区計画（以下「桂イノベーションパーク地区地区計画」といいます。）が決定され、これらの地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

(1) 適用区域

名 称	区 域
新門前通西之町地区	新門前通西之町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（京都市東山区西之町の一部）
桂イノベーションパーク A 地区	桂イノベーションパーク地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において A 地区として区分された区域（京都市西京区御陵大原の一部）
桂イノベーションパーク B 地区	桂イノベーションパーク地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において B 地区として区分された区域（京都市西京区御陵大原の一部）

(2) 制限の内容

計画地区の 名 称	制 限	
	事 項	内 容
新門前通西	建築物の用途	建築してはならない建築物

之町地区

の制限

- (1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) カラオケボックスその他これに類するもの
- (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの
- (4) 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの（建築物に付属するもので建築基準法施行令（以下「令」といいます。）第 130 条の 8 に規定するものを除く。）
- (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) 令第 130 条の 9 に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの
- (7) キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するものの
- (8) 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令第 130 条の 9 の 2 に規定する建築

		物
桂イノベーションパークA地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 研究施設 (2) 自動車車庫 (3) 前2号の建築物に付属するもの
	容積率の最高限度	10分の15
	建ぺい率の最高限度	10分の5(角敷地等内にある建築物にあっては、10分の6)
	建築物の敷地面積の最低限度	1,500 平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2 メートル(市道松尾御陵100号線の境界線にあっては、5メートル)
桂イノベーションパークB地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 研究施設 (2) 診療所 (3) 工場(原動機を使用する工場にあっては、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの) (4) 前3号の建築物に付属するもの
	容積率の最高限度	10分の15

建ぺい率の最高限度	10 分の 5 (角敷地等内にある建築物にあっては、10 分の 6)
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 平方メートル
壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2 メートル(市道松尾御陵 100 号線の境界線にあっては、5 メートル)

2 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）の施行により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

上記 1 の改正は平成 17 年 3 月 25 日から、上記 2 の改正は建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）の施行の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市条例第 96 号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 二条駅 C 地区の項の次に次の 1 項を加える。

新門前通西之 町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）新門前通西之 町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第 1 桂・御陵坂第 2 地区の項の次に次の 2 項を加える。

桂イノベーションパーク A 地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）桂イノベーションパーク地区地区計画（以下「桂イノベーションパーク地区地 区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画において A 地区と して区分された区域
桂イノベーションパーク B 地区	桂イノベーションパーク地区地区計画の区域のうち、地区整備 計画において B 地区として区分された区域

別表第 2 瓜生山学園地区の項中「建築基準法第 52 条第 5 項」を「法第 52 条第 6
項」に改め、同表二条駅 C 地区の項の次に次の 1 項を加える。

新門前通西之 町地区	建築物の用途の 制限	建築してはならない建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬
---------------	---------------	---

		<p>投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの(建築物に付属するもので令第 130 条の 8 に規定するものを除く。)</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 令第 130 条の 9 に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(8) 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令第 130 条の 9 の 2 に規定する建築物</p>
--	--	---

別表第 2 桂・御陵坂第2地区の項の次に次の 2 項を加える。

桂イノベーションパーク A 地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物
		<p>(1) 研究施設</p> <p>(2) 自動車車庫</p> <p>(3) 前 2 号の建築物に付属するもの</p>

容積率の最高限度	10 分の 15
----------	----------

	建ぺい率の最高限度	10 分の 5 (角敷地等内にある建築物にあっては、10 分の 6)
	建築物の敷地面積の最低限度	1,500 平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2 メートル(市道松尾御陵 100 号線の境界線にあっては、5 メートル)
桂イノベーションパーク B 地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 研究施設 (2) 診療所 (3) 工場 (原動機を使用する工場にあっては、作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの) (4) 前 3 号の建築物に付属するもの
	容積率の最高限度	10 分の 15
	建ぺい率の最高限度	10 分の 5 (角敷地等内にある建築物にあっては、10 分の 6)
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2 メートル(市道松尾御陵 100 号線の境界線にあっては、5 メートル)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2瓜生山学園地区の項の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。

（都市計画局建築指導部指導課）